

障害者相談支援事業の地区担当制の導入について

平成31年4月1日から、障害者相談支援事業に地区担当制を導入します。担当地区は、地域包括支援センターの担当地区を基本として、長岡市を5つの地区に分割します。これにより、地域における支援体制を構築します。

1 地区担当制を導入する理由

現在、障害者に関する相談を6事業所（7か所）で実施しています。しかし、各事業所が市内全域を対象にしているため、市民、関係機関ともにどこに相談したらよいか不明確です。そこで、事業所ごとに担当地区を決めて相談窓口を明確にします。これにより、地域における支援体制を構築します。

2 地区担当制とは

相談者は、地区を担当する支援事業所に相談をすることになります。ただし、相談中の人は、一部の事業所を除き平成31年度に事業所の変更を行わないことにします。また、相談者が事業所を選択できる仕組みは残します。

3 事業所の職員数について

相談中の人は、一部の事業所を除き現在の事業所で引き続き相談を行いますので、地区担当制の影響を受ける相談者は、平成31年4月1日以降の新規の相談者だけです。

このため、急激に相談者が増えることは考えにくいので、平成31年度の職員数は、一部の事業所を除き現在の職員数でお願いします。なお、職員数は、適正な業務遂行の必須条件ですので、状況に応じて適正に対応します。

4 業務委託料について

現在の業務委託料は高齢者の地域包括支援センターや、他市町村の障害者相談支援委託料と比べて低額なため、平成31年度分は、市の財務部に対して、物件費も含めて総額で2割程度増額して予算要求する予定です。